

田藩文庫旧蔵無刊記本『冠辞考』 について

梅 谷 文 夫

架蔵の田藩文庫旧蔵無刊記本『冠辞考』は、井上豊氏が、続群書類従完成会版『賀茂真淵全集』第九巻の解説において、初版と認定されている国立国会図書館蔵橘氏旧蔵無刊記本・西尾市立図書館岩瀬文庫蔵真淵手沢無刊記本と、装釘は異なっているが、同版と認められる本である。各巻前表紙右下に「田藩文庫」の墨印が押捺されていること、各巻初丁オ右上に「田安府芸堂印」の朱印が押捺されていること、真淵自筆の題簽が貼布されていること、特別仕立と思われる装釘の本であることなどの諸点から、真淵が、『冠辞考』の上梓にあたって、主君田安宗武に献上した本であろうと推定している。

田藩文庫旧蔵無刊記本は、他の江戸版諸本と同じく（橘氏旧蔵無刊記本は四冊に合綴されているが、原装は十巻十冊であったと推定される。）、袋綴十巻十冊であるが、通常四針眼釘法（所謂明朝綴）や五針眼釘法（所謂朝鮮綴）ではなく、大和綴風に、上下二箇所を、五本の綴糸を束ねて小間結びに綴じつけてある。この点が、まず、他の諸本と異なっている。

表紙は、白地の厚手の楮紙の上部と下部とに、薄鼠と薄藍の二色を使い、墨流しの技法によって精巧な波紋を染めつけた上に、金泥手描きの波紋を配した華麗なもので、厚手の芯を使わず、白紙一枚を裏打ちしただけで、四方を折込み、縦二十七・二樞、横十八・三樞の大きさに仕上げている。言うまでもないことであるが、墨流しは、一つとして、同じものは作れない。従って、各巻前後の表紙に同じものは一つもない。以上も、他に例を見ない点である。なお、角布には、緑地に金糸で蔓草を刺繍したものを使っている。

各巻前表紙左肩には、既述のように、縦十九・〇樞、横三・〇樞の金短冊に、真淵の自筆で、次のように行書で墨書した題簽が貼布してある。変体仮名は漢字で写した。

冠辞考	あい字恵遠上	一
冠辞考	あい字恵遠下	二
冠辞考	可きくけこ	三
冠辞考	さしすせそ	四
冠辞考	たちつてと上	五
冠辞考	たちつてと下	六
冠辞考	なにぬねの	七
冠辞考	はひふへほ	八
冠辞考	まみむめも	九
冠辞考	やいゆえよ 主る字基於	十

変体仮名の使用に若干の異同はあるが、記載の形式は、他の江戸版諸本に貼られている摺題籤と同じである。

また、各巻前表紙右下には、これも既述のように、「田藩文庫」の墨印が押捺されている。印は四周単辺角丸で、縦三・七糎、横二・〇糎の大きさのものである。

各巻の紙数は、巻一が、真淵の自序および附言九丁、目次一丁を含む本文三十九丁、計四十八丁、巻二が目次一丁を含む本文四十丁、巻三が目次一丁を含む本文二十五丁、巻四が目次二丁を含む本文三十八丁、巻五が目次一丁を含む本文二十八丁、巻六が目次一丁を含む本文二十四丁、巻七が目次一丁を含む本文十九丁、巻八が目次一丁を含む本文二十一丁、巻九が、目次一丁、本文三十八丁、計三十九丁、巻十が、目次一丁、橘枝直の跋四丁を含む本文三十一丁、計三十二丁である。巻八までは、目次を本文の一部として数え、本文と通しの丁数が記載されているが、巻九以下は、目次と区別して、本文の丁数が記載されている。丁数は、柱に記載せず、各丁ウの左下匡郭外に枠で囲って、自序および附言は「序ノ一（～九終）」、本文は、例えば巻一は「本文（巻一の一丁のみ記載）一ノ一（～三十九終）」というように、巻数と丁数（各巻最終丁は丁数の下に「終」字を添える）を記載している。以上も他の江戸版諸本と同じである。

各巻の初丁オ右上部に、既述のように、「田安／府芸／堂印」の朱印が押捺されている。印は四周単辺角丸、縦五・四糎、横五・三糎の大きさのものである。

版式は、自序および附言・目次・本文・跋とも、四周単辺無界、半面十行（巻九の目次のみ半面十一行）であるが、柱の上下にあたる部分の匡郭を切り欠いている。柱は、左右に罫を引くだけで、魚尾や棚はなく、柱題等の記載もない。これも他の江戸

版諸本と同じである。

自序および附言・目次・本文・跋の全紙について比較検討してみたところ、異同は全くなく、他の無刊記本二本と同じ版木で印刷されたものであることが明らかになった。井上誠之助氏が、『冠辞考』の版本に就いて「『橋本博士還暦記念 国語学論集』所収。昭和十九年十月、岩波書店）において、橋氏旧蔵本を准初版と認定された際に問題にされた、本文の十二箇所において、印刷された字面を後から墨で抹消している点、および、巻四に、欠行が一箇所、欠字が一箇所ある点なども同じである。

本文の十二箇所における抹消は、以下に述べる通りである。墨のつきぐあいから推して、毛筆で墨を塗抹したのではなく、抹消すべき箇所の大きさに合せて作られた木片に墨を塗って押捺したものようである。

- 1 巻一，三丁ウ五行。「あめなる （以下略）」。田藩文庫旧蔵本は、抹消された文字のすべてを読みとるのは困難であるが、井上誠之助氏は橋氏旧蔵本の当該箇所を「一つたなはし」と判読されている。
- 2 巻一，二十七丁オ六行。「あをによし 」。判読困難だが、井上誠之助氏は、『冠辞解』を参照されて、「くぬち」と判読されている。
- 3 巻二，五丁オ七行。「陸奥のしのぶもぢずり。 （以下略）」。抹消された文字は「よし麻ノ部にいふ」と判読できる。
- 4 巻二，二十六丁ウ四～六行上部に七行に記載された頭注の全文。判読不能。
- 5 巻三，二十丁オ四～十行の上部に十二行に記載された頭注の八行。「小分竜五月」。判読不能。
- 6 巻四，九丁ウ二行。「さす竹の  」。判読不能。
- 7 巻八，十四丁オ六行。「(上略) 礼記てふからぶみに。 大報天而」(返り点省略)。抹消された割注は「月令郊／祭の部」と読みとれる。橋氏旧蔵本は、墨で抹消した上に朱で×印を付し、右側に朱で「ゝゝ」と傍書している。
- 8 巻八，十四丁オ六行～十四丁ウ三行上部に十五行に記載された頭注のはじめの七行の全文。判読不能。および、八行，「匏の形てふ」。橋氏旧蔵本は、この三字「然れは」を墨で塗抹せず、朱で「然れは」の上に棒を引き、左側に点を打ち、右側に「まろ」と墨書している。34を参照。
- 9 巻八，十六丁ウ七行。「(上略) 茵花・香君牽留鳥。(以下略)」(傍訓省略)。抹消された文字は「之^ガ。」と読みとれる。
- 10 巻九，十三丁オ六行。「(上略) 遠智菅に」(傍訓省略)。抹消された文字は

「原」と読みとれる。

11 巻九，三十四丁ウ二行。「もみじ葉の                           

- 23 卷三，十九丁ウ七～十行上部に八行に記載された頭注の二行。「水鳥の. かも
はのいろの.」の「も」と「は」の間，右側に「の」と脱字補入。橋氏旧蔵本は
朱で補入。
- 24 卷三，二十四丁オ九～十行上部に二行に記載された頭注の一行。「多ノ部」
の「多」の左側に丸印を付し，右側に「都」と訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 25 卷三，二十四丁ウ九行。「牡」の「土」の下に「寸」を書き加えて「特」に修
整。橋氏旧蔵本は左側に朱点を付し，右側に朱で「特」と訂正。
- 26 卷三，二十五丁オ十行。「其姿之.」の「カホ」に棒を引いて消し，右側に「サ
マ」と訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 27 卷四，二十七丁ウ四行。「^{タヘ}栲の糸」の「栲」の木偏に丸印を付し，左側に「麻」
と訂正。また，「タヘ」に棒を引いて消し，左側に「アサ」と訂正。橋氏旧蔵本
は「アサ」の訂正書入れがない。
- 28 卷五，十一丁ウ三～四行上部に四行に記載された頭注の四行。「奈ノ部」の「奈」
の左側に丸印を付し，右側に「奴」と訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 29 卷五，十二丁オ四行。「奈ノ部」の「部」の左側に丸印を付し，右側に「行」
と訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 30 卷七，三丁オ四行，割注の左行。「なへ臥てふ」の「へ」の左側に丸印を付し，
右側に「え」と訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 31 卷七，七丁ウ九行～八丁オ八行上部に二十三行に記載された頭注の八～十二行。
「貫之の. 手も／ふれで. 月日へにけ／る. あつさ弓. おきふ／しいこそねられ
／さりけりとよめ／るも.」の二句「へにける」の「る」の左側に点を付し，右
側に「り」と訂正。また，三句「あつさ弓」の「あつさ」の左側に点を付し，右
側に「しらま」と訂正。また，四句「おきふしいこそ」の「し」と「い」の間に
丸印を付し，右側に「よるは.」と脱字補入。また，五句「ねられさりけり」の
「さりけり」の左側に点を付し，右側に「ね」と訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 32 卷七，十一丁オ六行，割注の右行。「いひおほする也.」の「ほ」をこすって消
し，その上に「ふ」と訂正。橋氏旧蔵本は左側に朱点を付し，右側に朱で「ふ」
と訂正。
- 33 卷七，十四丁オ八行。「^ヌ野鳥.」の「ヌ」の左側に丸印を付し，右側に「ノ」と
訂正。橋氏旧蔵本は朱で訂正。
- 34 卷八，十四丁オ六行～十四丁ウ三行上部に十五行に記載された頭注の八行。「■
■■匏の形てふ」の抹消箇所のの右側に「まろ」と訂正。8を参照。

- 35 卷八，十六丁ウ七行。「君^{キミ}之。」の「之」を抹消した際、「ガ」を一緒に抹消してしまったので、「キミ」の下に「ガ」を補入。9を参照。
- 36 卷九，十三丁オ六行。「遠智菅■」の「智」と「菅」の間に丸印を付し，左側に「小」と脱字補入。10を参照。
- 37 卷九，十八丁オ三行。割注「那賀ノ郡ノ曙井ノ歌」の「曙」の日偏の下に丸印を付し，左側に「曝」と訂正書入れ。
- 38 卷十，四丁ウ九行。「加ノ部」の「加」の左側に丸印を付し，右側に「古」と訂正書入れ。
- 39 卷十，二十三丁ウ九行。「末■■■■■」の抹消部分の右肩に「を」と書入れ。橋氏旧蔵本は，田藩文庫旧蔵本と同様に墨で「を」と書入れた上に，さらに抹消部分の右側に朱で「かねて——」と書入れてある。12を参照。

以上の書入れが誰によってなされたのか，筆跡からは，にわかには特定できないが，墨による訂正書入れは，田藩文庫旧蔵本のそれと橋氏旧蔵本のそれとは，同一人ではないかと思われる。ただ，橋氏旧蔵本の朱による訂正は，墨による訂正書入れより後のものと思われるのであるが，そうであるとする，橋氏旧蔵本の当初の訂正は，田藩文庫旧蔵本とくらべて，かなり粗雑であったと言わねばならない。

因に、『冠辞考』の版下の筆者については，清水浜臣『泊泊筆話』に，「一冠辞考板した書きたる人々の名 卷一，泉居自筆 卷二，泉居自筆 卷三，橋千蔭 卷四，平春道 卷五，橋枝直 卷六，橋御園 卷七，橋常樹 卷八，橋御園 卷九，橋常樹 卷十，橋常樹 こは吾師のもたれたる本にしるしつけおかれしを書き出でたるなり。世にしる人まれなればなり。」（『日本隨筆大成』旧版一期第四卷，746頁）と記されている。

以上述べてきた田藩文庫旧蔵本における抹消・欠行・欠字・訂正書入れなど三十九箇所を，架蔵の須原屋版の当該箇所と照合してみたところ，次のようなことが明らかになった。

- 1 抹消された「一つたなはし」を版木から削除。
- 2 抹消された「くぬち」を版木から削除。
- 3 抹消された「よし麻ノ部にいふ」を版木から削除。なお，19を参照。
- 4 抹消した頭注の全文を版木から削除。
- 5 抹消された二字を削り，それぞれに「・・」と入木修整。田藩文庫旧蔵本・橋

氏旧蔵本のいずれにも、これに該当するような訂正の指示はない。

- 6 抹消された三字を版木から削除。
- 7 橘氏旧蔵本の朱による訂正の指示に従い、「ゝ」と入木修整。
- 8 抹消された頭注のはじめの七行全文を版木から削除。また、八行「然れは」を版木から削り、「まろ」と入木。
- 9 抹消された「之」^ガを版木から削り、そのあとに■を入木。また、「君」^{キミ}の「キミ」の下に続けて「ガ」を入木。
- 10 「菅原」を版木から削り、「小菅」と入木。
- 11 抹消された「過ぬるきみが」を版木から削除。
- 12 抹消された「にあはんと」を版木から削り、橘氏旧蔵本の墨・朱二通りの訂正書入れに従い、「をかねて」と入木。
- 13 無刊記本と変らない。
- 14 同上。
- 15 田藩文庫旧蔵本・橘氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「垣」を削り、「垣」と入木。
- 16 同じく、脱字「ず」を行間に入木。
- 17 同じく、「夏」を削り、「麻」と入木。
- 18 「城」を削り、「と」と入木。田藩文庫旧蔵本・橘氏旧蔵本はいずれも「跡」と訂正の指示をしている。
- 19 田藩文庫旧蔵本・橘氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「る」を削り、「り」と入木。
- 20 同じく、誤字を削り、「死」と入木。
- 21 橘氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「げ」を削り、「ぎ」と入木。
- 22 田藩文庫旧蔵本・橘氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「禎」を削り、「禎」と入木。
- 23 同じく、脱字「の」を行間に入木。
- 24 同じく、「多ノ」を削り、「都」と入木。「ノ」が削られたのは入木を容易にするためであろう。
- 25 同じく、「牡」を削り、「特」と入木。
- 26 同じく、「カホ」を削り、「サマ」と入木。
- 27 橘氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「栲」^カを削り、「麻」と入木。田藩文庫旧蔵本の「麻」^マに訂正する指示は無視されている。
- 28 田藩文庫旧蔵本・橘氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「奈」を削り、「奴」と入木。
- 29 同じく、「部」を削り、「行」と入木。
- 30 「なへ」を削り、「なえ」と入木。書体から推して、橘氏旧蔵本の訂正書入れに

従ったものと思われる。

- 31 「る、あつさ」を削り、「り白ま」と入木。また、脱字「夜」を行間に入木。また、「さりけり」を削り、「ね■■■■」と入木。「白」「夜」二字の漢字を用いた点は、田藩文庫旧蔵本・橋氏旧蔵本のいずれの指示とも異なっている。
- 32 田藩文庫旧蔵本・橋氏旧蔵本の訂正書入れに従い、「ほ」を削り、「ふ」と入木。
- 33 同じく、「ヌ」を削り、「ノ」と入木。
- 34 同じく、「然れは」を削り、「まろ」と入木。
- 35 同じく、「之^ズ」を削り、■■を入木。また、「君^{キミ}」の「キミ」の下に続けて「ガ」を入木。
- 36 同じく、「菅原」を削り、「小菅」と入木。
- 37 同じく、「曙」を削り、「曝」と入木。
- 38 同じく、「加」を削り、「古」と入木。
- 39 橋氏旧蔵本の墨・朱二通りの訂正書入れに従い、「にあはんと」を削り、「をかねて」と入木。

以上のほかに、須原屋版には、田藩文庫旧蔵本の訂正書入れに洩れている箇所の入木修整がある。

- 40 巻三，四丁オ三行，割注の左行。「火」を削り、「日」と入木。橋氏旧蔵本には朱で訂正の指示がなされている。
- 41 巻五，九丁ウー～四行上部に七行に記載された頭注の一～二行。「巻十一に玉限石垣／淵」を版木から削除。橋氏旧蔵本はこの九字を朱で囲み，削除を指示している。
- 42 巻七，十一丁オ三行。「^{カリホシ}苺子」の「于」のハネの部分を削り，「干」に修整。橋氏旧蔵本には朱で「干」に訂正の指示がなされている。
- 43 同じく，二～五行上部に九行に記載された頭注の六行。「苺子」の「于」を42と同様に修整。橋氏旧蔵本も訂正の指示を洩らしている。
- 44 巻七，十四丁オー～二行上部に三行に記載された頭注の三行。「にこと也」の「こと（合字）」を削り，「異」と入木。橋氏旧蔵本は朱で「こと」と訂正の指示をしている。
- 45 巻七，十四丁ウー行。「のつどり」の「の」を削り，「ぬ」と入木。橋氏旧蔵本には朱で訂正の指示がなされている。33の訂正と矛盾している。

なお、明らかに誤字と認められ、橘氏旧蔵本には朱で訂正の指示がなされているにもかかわらず、須原屋版で訂正されていない箇所がある。

46 巻六、十四丁オ二行。「剣力、諸刃利、足蹈ともよみたり。」の「力」を朱点で消し、右側に「刀」と訂正されているが、そのままになっている。

以上のことから、無刊記本に共通する十二箇所の抹消と、田藩文庫旧蔵本の二十五箇所の訂正書入れ（橘氏旧蔵本の墨による訂正書入れも）は、無刊記本が刷りあがった直後に行われたもので、その後さらに全紙の点検・校正が行われ、版木に補刻して成ったのが須原屋版であることが明らかになった。田藩文庫旧蔵本の訂正に若干の見落しがあるのは、恐らく市販に先立って献上しようとして、作業を急いだからであろう。

無刊記本を初版と認定されたのは、既述のように、井上豊氏であるが、井上誠之助氏は、無刊記本に欠行・欠字が存することと、抹消がなされていることとを理由に、准初版と認定されている。欠行・欠字については、井上誠之助氏は、『冠辞考』の版本の体裁から言ふと、初版に存したものを削ったやうであるが、或は本来の版式上の不備とも見られる。」（前掲書、1002頁）と、巾のある考えかたをされているのであるが、抹消については、「明らかに初版でない事を示してゐる」（同上）と、断定されているのである。しかし、版の異同は版木の異同によってのみ論ぜられるべきであって、同一の版本で印刷された本に後から加えられた無刊記本における抹消のごとき異同は、たとえその抹消が製本の過程で加えられたものであっても、異版としては取扱わず、同版における異種の本として取扱うべき性質のものとする。抹消のない無刊記本が世に存するとしても、抹消のある無刊記本もまた、版木の調査結果からすれば、初版であることに変わりはないのである。井上誠之助氏が欠行・欠字として指摘されている点も、「初版に存したものを削ったやう」にも見えるが、もしそうであるならば、その時、全紙を点検して、少なくとも十二箇所の抹消箇所ぐらいは、版木から削除することができたはずである。抹消や訂正書入れがなされた見苦しい本が献上されていることも考慮に入れるならば、欠行・欠字は、「本来の版式上の不備」、版下の段階で、版下筆耕者が誤記した字句を版下校正者が消去したあとと考えるのが穏当であろう。

『冠辞考』の初版は宝暦七年の刊行とするのが通説である。初版と考えられる無刊記本はもちろん、須原屋版・出雲寺版など江戸版の諸版がいずれも刊年を記載しないので、恐らく、巻十、二十七丁ウ、本文の末尾に、「宝暦七のとしのみな月にかうか

へ畢ぬ／高梯秀倉／村田春道」の識語があること、また、巻十、三十一丁オ、跋の末尾に、「宝暦七のとし八月。たちはなの枝直しるす」と記されていることを手がかりとして、そのように推測されてきたのであろう。高梯秀倉・村田春道の両名が『冠辞考』の版下の校正を宝暦七年六月に完了し、直ちに版下が版木師の手に渡り、追いかけて、橘枝直の跋が宝暦七年八月に脱稿し、これも直ちに版木師に廻されたとすれば、『冠辞考』の製本を宝暦七年中に完成することは、時間的には、十分に可能であったと考えられる。しかし、そうであったとしても、宝暦七年刊行説は、所詮、推測の域を出ないのである。

国立国会図書館蔵『割印帳』第三冊に、宝暦八年三月二十五日、行事吉文字屋次郎兵衛割印の十七部の一つとして、「冠辞考 作者賀茂真淵 全十冊 板元売出し須原屋平左衛門」（三丁ウ。ゆまに書房書誌書目シリーズ10『江戸本屋出版記録』上巻、328頁）という記事を載せている。『割印帳』は、通例、書名の右肩に売出しの年月を記載するのであるが、『冠辞考』の記事にはその記載がない。詳しく述べると、宝暦八年三月二十五日割印の十七部のうち、はじめの十一部と、おわりの二部とは、売出しの年月が明記されているのであるが、十二番から十五番までの四部（『冠辞考』は十三番）には、売出しの年月の記載がない。『割印帳』の記載のしかたを検討してみたところ、売出しの年月の記載のないのは、同前ということであるらしく、宝暦八年三月二十五日割印の分について言えば、十二番から十五番までの四部の売出しは、十一番『人相二面鑑』の売出し年月「同（宝暦）八年寅春」に同じと理解してよいようである。

以上述べてきたように、『冠辞考』は、宝暦八年春、須原屋平左衛門を版元として売出されたのであるが、版木の調査から初版と認定されている無刊記本が、その時売出された本であるとする確証は、残念ながら、まだ得られない。享保七年十一月の御触書、「一何書物によらず此以後新板之物、作者并板元之実名、奥書に為致可申候事、」（『御触書寛保集成』993頁下段）の定めに、無刊記本は牴触する本であること、また、現在までに発見された無刊記本は、橘氏旧蔵本・真淵手沢本の両本が出版の当事者の手許にとどめられていた本であり、田藩文庫旧蔵本は出版の当事者から贈呈された本であって、まだ、一般の読者が購求し所蔵したと見られるものが一本も発見されていないこと、再版と認定されている須原屋版に至って、初めて、『割印帳』に版元として記載されている須原屋平左衛門の刊記が刷りこまれていること、これらの点について、納得のいく説明をなし得なければ、宝暦八年春、須原屋平左衛門が売出したのが無刊記本であるとは言えないはずである。無刊記本は、市販に先立って、出版の当事

者のために、小部数製本されたものであって、市販本はそれとは別に製本された、それが再版とされている須原屋版であるという考えかたもできるからである。

井上誠之助氏は、須原屋版の刊行年時について、「神宮文庫現蔵の一本巻末に（神宮文庫には全く同版が二部ある。尚同文庫目録には宝暦七年刊となってる）、『宝暦壬午之冬朧月之下瀬市之東武』とあるから、宝暦十二年十二月以前の刊行なる事は疑ひない。刊行年時を確定すべき資料は知らないが、その初版の板木の補正がごく部分的な事から見て、初版開板後遅くも兩三年位の間（宝暦九・十年頃まで）であらうと推測する。」（前掲書、1004頁）とされている。また、本居宣長記念館には、宣長の書入れのある須原屋版が所蔵されている（『本居宣長記念館善本目録』50頁上段）。この本が、『玉かつま』二の巻「おのが物まなびの有しやう」に、「国にかへりたりしころ、江戸よりのぼれりし人の、近きころ出たりとて、冠辞考といふ物を見せたるにぞ、県居大人の御名をも、始めてしりける。」（筑摩書房版『本居宣長全集』第一巻、85頁）というその本であれば、宣長が京都遊学を終えて松阪に帰ったのが、宝暦七年十月六日（『在京日記』三、同全集第十六巻、139頁）のことであるから、須原屋版が宝暦八年春売出されたとする有力な証拠になるのであるが、『宝暦二年以後購求謄写書籍附書目』に、「午二月 一、冠辞考 十 三十六匁五分」（同全集第二十巻、398頁）という記事があり、この本は、宝暦十二年二月に購求されたものなのである。購求年時の明らかな須原屋版が、神宮文庫蔵本・本居宣長記念館蔵本ともに宝暦十二年に購求されているので、宝暦八年春売出しの本は無刊記本であると結論してもよさそうに思えるが、この両本が須原屋版の後印本ではないかという疑いが、なお残っている。須原屋版の諸本の調査を続行中であるので、今回は結論を保留することとしたい。